

# 市長選挙・市議会議員選挙は11月28日(日)

## 市政にあなたの一票を

新市の「恵那市長選挙」「恵那市議会議員選挙」が11月28日(日)に行われます。この選挙は、私たちの毎日に密接に結びつく大切な選挙です。大切な権利を放棄しないで、投票に出掛けましょう。またお互い自覚を持って「明るくきれいな選挙」をしましょう。

問い合わせ 市選挙管理委員会 ☎26 2111 (内線253・225)

### 恵那市長選挙 恵那市議会議員選挙 (同日選挙)

**告示日** 11月21日(日)  
**投票日** 11月28日(日)  
**投票時間** 午前7時から午後8時まで  
(一部の投票所は午後7時まで)

**投票場所** 投票場所は原則として従来と同じ場所ですが、「入場券」をご確認の上、投票所へお越しください。

本選挙は、合併による「設置選挙」として、恵那市長選挙と恵那市議会議員選挙を同日のうちにいう選挙です。

市長選については、恵那市全域で1選挙区。市議会議員選挙は、旧市町村ごとの6選挙区による選挙となります。選挙の名称や各選挙区の定数などは、表の通りです。

**投票できる方**  
恵那市の選挙人名簿に登録されている方

ただし、投票の前日までに恵那市外に転出された方は投票できません。

**選挙人名簿に登録されている方**  
昭和59年11月29日までに生まれた方  
平成16年8月20日までに恵那市(旧恵那市、旧岩村町、旧山岡町、旧明智町、旧串原村、旧上矢作町)に転入届をされ、引き続き居住している方

選挙人名簿に登録されている方であれば、投票所入場券を紛失したり、届かなかったりした場合でも投票ができますので、所定の投票所へお出掛けいただき、受付にその旨を申し出てください。

**市内転居された方**  
平成16年11月5日以降に恵那市(旧恵那市、旧岩村町、旧山岡町、旧明智町、旧串原村、旧上矢作町)管内で転居された方は、転居前の住所地で投票してください。

**テレホンサービス**  
11月28日(日)午前9時から投票・開票の状況をお知らせします。☎25 0215

各選挙の選挙区と定数(表)

選挙の名称	定数	選挙が行われる区域	選挙権
恵那市長選挙	1	恵那市全域(有権者数 46,077人)	恵那市に選挙権のある方
恵那市議会議員選挙	恵那選挙区	旧恵那市(有権者数 28,600人)	旧恵那市に選挙権のある方
	岩村選挙区	旧岩村町(有権者数 4,474人)	旧岩村町に選挙権のある方
	山岡選挙区	旧山岡町(有権者数 4,351人)	旧山岡町に選挙権のある方
	明智選挙区	旧明智町(有権者数 5,554人)	旧明智町に選挙権のある方
	串原選挙区	旧串原村(有権者数 841人)	旧串原村に選挙権のある方
	上矢作選挙区	旧上矢作町(有権者数 2,257人)	旧上矢作町に選挙権のある方

有権者数は、平成16年9月2日現在

### 期日前投票で手続きが簡素化

選挙制度が改正され、不在者投票の投票方法が変わり、より簡単な期日前投票という制度ができました。

投票日に仕事や外出などの理由で投票に行けない場合は、期日前投票で投票が行えます。

この制度は、従来の不在者投票のように投票用紙を二重の封筒に入れて署名していただくといった手続きが不要となり、投票日当日と同じように投票用紙を直接、投票箱に投票できます。ただし宣誓書の記入はこれまでと同じように行っていたいただきます。

なお、選挙日には二十歳を迎えるが、選

挙日前において十九歳である人、または病院・老人ホームなどに入院・入所されている方は、今までの不在者投票となります。

各期日前投票所は、表をご覧ください。

**郵便投票対象者の拡大**  
身体に重度の障害があるため投票所へ出掛けることが困難な方には、在宅のまま郵便により投票ができる制度があります。制度改正により次の方が新たに郵便投票の対象に加えられました。

介護保険の要介護状態区分が「要介護5」である方  
身体障害者手帳の障害の程度で「免状の障害の程度が1級から3級」の方  
この郵便による投票を行うには、あらかじめ選挙管理委員会へ申請をして「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります。

郵便投票全体の対象者については、表をご覧ください。

**選挙区と選挙による委員定数**  
第1選挙区(大井町・長島町・東野) 7人  
第2選挙区(三郷町・武並町) 4人  
第3選挙区(笠置町・中野方町・飯地町) 4人  
第4選挙区(岩村町・上矢作町) 6人  
第5選挙区(山岡町・明智町・串原) 9人  
合計30人

期日前投票所(表)

投票所	対象区域	投票できる期間
市役所会議棟	旧恵那市全域	22日(月)~27日(土) 投票時間 午前8時半~午後8時
岩村振興事務所	岩村町全域	
山岡振興事務所	山岡町全域	
明智振興事務所	明智町全域	
串原振興事務所	串原全域	
上矢作振興事務所	上矢作町全域	
東野振興事務所	東野全域	22日(月)~26日(金) 投票時間 午前8時半~午後5時
三郷振興事務所	三郷町全域	
武並振興事務所	武並町全域、長島町(久須見四谷地区)	
笠置振興事務所	笠置町全域	
中野方振興事務所	中野方町全域	
飯地振興事務所	飯地町全域	

### 農業委員会の委員の選挙

新市の農業委員会委員の選挙を、次の通り行います。

**告示日(立候補受付)** 11月7日(日)  
**投票日** 11月14日(日)  
**投票時間** 午前7時から午後8時(一部の選挙区は午後7時まで)

郵便投票の対象者(表)

手帳の種類	障害名など	等級など	その他
身体障害者手帳	肢体不自由(両下肢・体幹・移動機能)	1級・2級	自署ができること
	内部疾患(心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸)	1級・3級	
	免疫機能障害	1級~3級	
戦傷病者手帳	肢体不自由(両下肢・体幹)	特別項症~第2項症	
	内部疾患(心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸)	特別項症~第3項症	
介護保険被保険者証	要介護状態区分が要介護5		

上記の身体障害者手帳および戦傷病者手帳には、岐阜県知事により同程度の障害として証明された書面を含みます。複数の障害のため併せて上位級に認定されている方は、単一の障害で該当することが必要です。

インターネット  
恵那市における最近の投票率などは、市のホームページでご覧になれます。  
<http://www.anat.org/senkan/>